



平成30年1月25日
海上保安庁

第10回船舶交通安全部会の開催について

交通政策審議会海事分科会第10回船舶交通安全部会を以下の日程のとおり開催しますのでお知らせいたします。

- 1 開催日時 平成30年2月1日（木）13：30～
- 2 開催場所 中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室
東京都千代田区霞が関3-1-1
- 3 議事 船舶交通安全をはじめとする海上安全の更なる向上のための取組
- 4 取材関係
 - ・本会議は傍聴が可能です（カメラ撮りは冒頭のみ可能です。）。
 - 会場準備のため、事前登録制とさせていただきます。
 - ・傍聴を希望する社は、1月30日（火）12時までに、海上保安庁交通部企画課海上交通企画室に、社名、所属、記者名及び連絡先を登録してください。
TEL：（03-3591-6361 内線6221）
メールアドレス：jcghkaikokikaku1-4v3m@mlit.go.jp
 - ・会議資料及び議事録は、後日、下記の国土交通省ホームページに掲載予定です。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_senpakuanzen01.html

（参考）

海上保安庁は、交通政策審議会の答申を交通ビジョンとして位置付け海上交通施策を推進しており、現在は第3次交通ビジョンに基づき施策を推進中です（各ビジョンの期間はおおむね5年間）。

今年、第3次交通ビジョンが5年目を迎えるため第4次交通ビジョンに係る答申を得るべく、新たなマリナクティビティー出現、クルーズ船寄港急増等海上活動が活発化、多様化するとともに、自動運航船の実用化など海上交通の効率化や生産性の向上にむけた取組が進められるなか、「船舶交通安全をはじめとする海上安全の更なる向上のための取組」と題し諮問したところ、上記部会を開催し、今後とるべき新たな施策を審議いただくこととしています。

なお、本諮問については、第9回船舶交通安全部会（平成29年11月24日）で1回目の審議を行い、今回が2回目となり、次回が最終となります。

交通ビジョンについて

- 交通ビジョンは、海上交通安全行政が果たすべき役割と方向性及びそのための手法を提示するもの。
- おおむね5年を目途に、それまでの安全対策の評価、航行環境の変化等を踏まえ策定。

第1次交通ビジョン

航行の安全と効率の向上をめざす
船舶交通安全政策のあり方について
(策定時期:平成15年5月)

重点施策

- 1 AISを活用した次世代型航行支援システムの構築と船舶交通体系の検討
- 2 海上交通情報機構の拡充
- 3 航路標識の機能維持及び高機能化・高規格化
- 4 航行援助システムのIT化
- 5 クリーンエネルギーを利用した航路標識の整備

《目標》

- 1 主要船舶交通ルートにおける新たな船舶交通体系の構築
- 2 地域・生活に密着した安全対策の推進
- 3 地球環境に配慮した事業の推進

第2次交通ビジョン

海上交通の安全確保に向けての
新たな展開
(策定時期:平成20年6月)

重点施策

- 1 海難分析・対策立案機能の強化
- 2 AISの整備等を踏まえた航行安全対策・効率性の向上
- 3 地域特性に応じたきめ細やかな海難防止活動の推進
- 4 特性を活かした安全情報の提供
- 5 IT等の最新技術を活用した安全対策の推進
- 6 航路標識の整備、管理のあり方

《目標》

- 1 ふくそう海域における衝突・乗揚げ海難の減少
- 2 台風・異常気象下の港内における海難ゼロ
- 3 プレジャーボート海難等のうち死者・行方不明者及び負傷者を生じさせているものの減少

第3次交通ビジョン

船舶交通の安全・安心をめざした取組
(策定時期:平成25年10月)

重点施策

- 1 ふくそう海域の安全対策
- 2 準ふくそう海域の安全対策
- 3 港内船舶交通の効率化・安全対策
- 4 小型船舶の安全対策
- 5 航路標識の整備、管理のあり方
- 6 大規模災害発生時における船舶交通の安全対策
- 7 戦略的技術開発

《目標》

- 1 ふくそう海域における衝突・乗揚げ事故の低発生水準の維持
- 2 港内等における衝突・乗揚げ事故の減少
- 3 小型船舶における事故の減少

船舶交通安全部会の設置状況

交通政策審議会

〔設置時期〕平成13年1月6日

〔根拠法令〕国土交通省設置法 第6条

〔所掌事務〕国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項についての調査審議等

〔会 長〕古賀 信行 野村證券(株)取締役会長、(一社)日本経済団体連合会副会長

〔委員人数〕委員30名 (平成29年3月13日時点)

海事分科会

〔設置時期〕平成13年1月6日

〔根拠法令〕交通政策審議会令 第6条

〔所掌事務〕海運、造船に関する事業、船舶船員及び船舶交通安全に関する重要事項についての調査審議等

〔会 長〕河野 真理子 (早稲田大学法学学術院教授)

〔委員人数〕委員8名 臨時委員39名 (平成30年1月1日時点)

船舶交通安全部会

〔設置時期〕平成25年10月2日

〔根拠法令〕交通政策審議会令 第7条

〔所掌事務〕船舶交通安全政策に係る重要事項についての調査審議等

〔会 長〕河野 真理子 (早稲田大学法学学術院教授)

〔委員人数〕委員2名 臨時委員17名 (平成30年1月1日時点)

●船舶交通安全部会の設置目的

第3次交通ビジョンをフォローアップする体制を構築し、PDCAサイクルを通じて施策の実施状況の確認及び次年度の施策の進め方について検討することが必要である。また、社会経済の変化、船舶交通を取り巻く情勢の変化、海難発生状況等を踏まえ、既存政策の方向性の確認を行うなど第4次交通ビジョン策定に向け、長期的な視点に立った船舶交通安全施策のあり方を検討するため、交通政策審議会海事分科会に恒常的な専門部会を設置したものの。